

(目的)

第1条 この訓令は、会計管理者の権限に属する事務の決裁、代決等について必要な事項を定め、その範囲を明らかにするとともに、会計事務の能率的な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 会計管理者の権限に属する事務の処理について、最終的な意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 常時、会計管理者に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 会計管理者又は専決の権限を有する者(以下「決裁権者」という。)が不在の場合に、当該決裁権者に代わって一時的に決裁することをいう。
- (4) 不在 決裁権者が出張又は傷病その他の理由により、決裁又は専決ができない状態にあることをいう。

(事務局長の専決事項)

第3条 会計管理者の権限に属する事務のうち、事務局長の専決できる事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 現金の出納保管に関する事務
- (2) 物品の出納保管に関する事務
- (3) 有価証券の出納保管に関する事務
- (4) 別表に規定する専決事項の支出命令の審査
- (5) 100万円以上の建設工事費の支出負担行為の確認
- (6) 100万円以上の建設関連業務の委託料の支出負担行為の確認
- (7) 調定書、流用命令書、予備費充当命令書、更正命令書、返納命令書、歳入歳出金日計表、出納金総括日計表及び出納金報告書の審査
- (8) 所属の現金の領収及び支払に関する事務

(専決の制限)

第4条 事務局長は、前条に定める専決事項であっても、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、会計管理者の決裁を受けなければならない。

- (1) 事案の内容が特に重要であると認められるとき。
- (2) 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になると認められるとき。
- (3) 事案について疑義があり、又は紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあるとき。
- (4) 事案について特に会計管理者が了知しておく必要があると認められるとき。

(専決の報告)

第5条 事務局長は、必要があると認められるときは、専決した事項について、その要旨を会計管理者に報告しなければならない。

(代決)

第6条 会計管理者が不在の場合は、事務局長がその事務を代決することができる。

2 事務局長の専決事項について、事務局長が不在の場合は、あらかじめ事務局長が指名した者がその事務を代決することができる。

(代決の制限)

第7条 第4条第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず代決することができない。ただし、あらかじめ処理の方針を指示された事項については、この限りでない。

(報告又は後閲)

第8条 代決した者は、代決した事項を決裁権者に報告し、又は後閲に供するよう起案者に指示しなければならない。ただし、あらかじめ報告又は後閲を要しない旨の指示を受けた事項については、この限りでない。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

別表（第3条関係）

支出命令の審査に係る事務局長専決事項

節区分	専決の範囲
1 報酬	全額
2 給料	全額
3 職員手当等	全額
4 共済費	全額
5 災害補償費	全額
6 恩給及び退職年金	全額
7 報償費	300万円未満
8 旅費	全額
9 交際費	—
10 需用費	300万円未満
うち食糧費	—
うち光熱水費	全額
11 役務費	300万円未満
うち通信運搬費	全額
12 委託料	300万円未満
13 使用料及び賃借料	300万円未満
14 工事請負費	300万円未満
15 原材料費	300万円未満
16 公有財産購入費	300万円未満
17 備品購入費	300万円未満
18 負担金、補助及び交付金	300万円未満
19 扶助費	300万円未満
20 貸付金	全額
21 補償、補填及び賠償金	300万円未満
22 償還金、利子及び割引料（地方債償還金及び一時借入金を除く。）	全額
23 投資及び出資金	全額
24 積立金	全額
25 寄附金	—
26 公課費	全額
27 繰出金	全額